

墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

道路法等の一部を改正する法律及び道路構造令の一部改正の施行に伴い、道路構造令で定める基準を参酌して定める墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例を改正する。

2 改正内容

(1) 自動運行補助施設の追加

交通事故防止を図るために設ける交通安全施設の規定に、道路インフラ側から自動車の位置を補正することで自動運行車の安全な運行を補助するための施設（自動運行補助施設）を追加する。

【自動運行補助施設のイメージ】



磁気マーカー
磁気マーカーによるバス停等における
正着制御のためのインフラからの支援

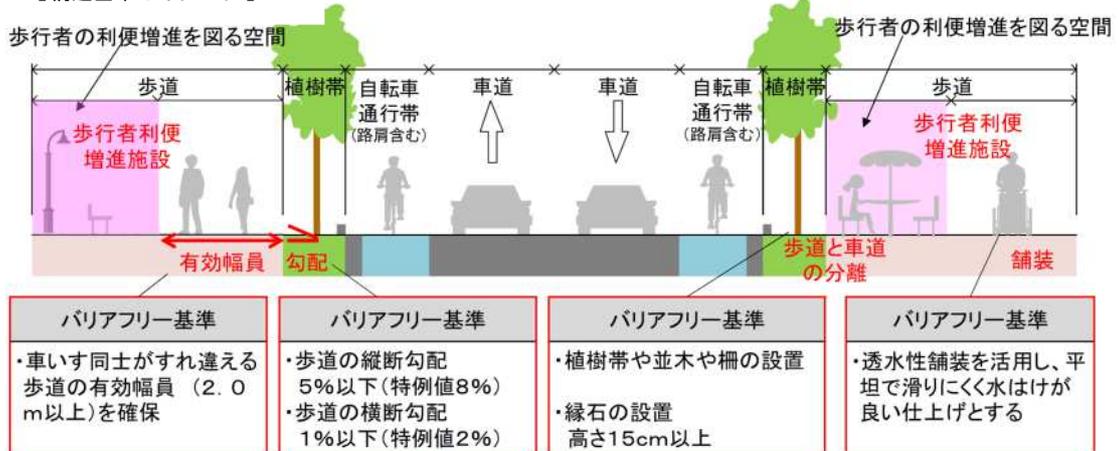


(製品規格の一例)
左：直径10cm 高さ1.0mm 右：直径3cm 高さ3.5cm

(2) 歩行者利便増進道路に係る構造基準の新設

歩行者が安心・快適に通行・滞留でき、占用を柔軟に認められる道路である「歩行者利便増進道路」の構造基準として、歩行者の滞留スペースを設けること、歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること、バリアフリー基準に適合すること等を定める。

【構造基準のイメージ】



(3) その他

所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日